

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札）とし、次のとおりとする。

- (1) 予定価格事後公表の場合
初回入札によって落札候補者が決定されなかった場合には、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。
- (2) 予定価格事前公表の場合
入札の回数は1回とし、落札候補者がいないときでも再度入札は行わない。
- (3) 予定価格事前公表、事後公表の別を問わず入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

- (1) 入札書の記載金額
入札説明書のとおりとする。
- (2) 見積内訳総括表及び見積内訳書
入札説明書及び福島県工事等競争入札心得のとおりとする。
- (3) 入札保証金
入札説明書のとおりとする。
- (4) 低入札価格調査制度
入札説明書のとおりとする。
- (5) 落札者の決定
入札説明書のとおりとする。
- (6) 契約保証金
入札説明書のとおりとする。
なお、契約の保証を付す場合は、別紙「添付資料に関するチェックリスト」によること。
- (7) 前払金
受注者は、請負代金額の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）の前払金、また、請負代金額が300万円以上である場合に限り、前払金の支払を受けた後、請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- (8) 部分払
ア 受注者は、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の5（中間前金払をする場合は10分の6）を超えた場合において、当該請負代金相当額の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）について、約款第38条に定めるところにより部分払の支払を発注者に請求することができる。
イ 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- (9) 工期
入札公告のとおりとする。ただし、工事の着手時期は、契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日とする。
- (10) 建設業退職金共済組合への加入
建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

- (11) 建設労働者の休養
日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。
- (12) 現場代理人及び主任技術者等の通知
受注者は、約款第10条第1項に定める本工事の現場代理人及び主任技術者等を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に通知すること。
なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (13) 現場代理人の常駐義務の緩和
入札公告のとおりとする。
なお、詳しくは、「現場代理人の常駐義務の緩和措置のお知らせ」（※福島県総務部入札監理課ホームページに掲載）を確認すること。
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等
入札公告のとおりとする。
なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合には、受注者は発注者に対し、契約締結の日までに同法第12条に基づく説明書を交付して説明し、内容の確認を受け、同法第13条に基づく書面を作成して提出すること。
- (15) スライド条項に基づく請負代金額の変更
ア 約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責めにより遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があつた日から起算して14日以内に監督員が確認する。
イ 約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工期の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。
また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
ウ 約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があつたときに行うこととする。
また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (16) 不可抗力による損害の負担
約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (17) 下請負に附する場合の遵守事項
工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (18) 配置予定の技術者
入札説明書のとおりとする。
- (19) 経営事項審査
入札説明書のとおりとする。
なお、請負代金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上の場合には、受注者は、落札後、契約前に経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを発注者に提出すること。
- (20) 工事請負契約書
ア 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記1（受注者が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回る落札者の場合には、別記2）の条項を挿入する。
イ 建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事の場合には、「6特記事

項」として別記3の事項を挿入する。

(21) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。

入札の際に提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

(注) 福島県工事請負契約約款、福島県元請・下請関係適正化指導要綱は、福島県総務部入札監理課のホームページに掲載されています。

HPアドレス：

(約款) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-4.html>

(元請・下請) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-6.html>

[別記1] 特約条項

第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合には特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げる。こととする。)

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

(注 この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合には特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げる。こととする。)

第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

(注 この特約条項は、現場代理人の常駐義務の緩和に該当する場合に特約することとし、それ以外の場合には特約しない。この場合、特約条項第5の条項を繰り上げる。こととする。)

第4 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第5 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(仮設工事、土工事及び一式とされた項目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。))を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

[別記2] 特約条項（低入札価格調査基準価格（非公表）を下回る落札者の場合）

- 第1 この契約の保証については、約款第4条第3項及び第6項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第7項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と、同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と、同条第9項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第3 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
（注 この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げることにする。）
- 第4 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置すること。
なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）
- 第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
（注 この特約条項は、現場代理人の常駐義務の緩和に該当する場合に特約することとし、それ以外の場合は特約しない。この場合、特約条項第6の条項を繰り上げることにする。）
- 第6 約款第37条に次のただし書を加える。
ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第7 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
 - 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
 - 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
 - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
 - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正され

た入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

[別記3]

7 特記事項

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

（注 この特記事項は、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に、工事請負契約書「6 契約保証金」の次に挿入すること。）

※注意 下線.....は、契約書の特約条項又は特記事項には記載しない。